

藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を確保するに当たり、市がフリースクール等に通う児童生徒の保護者等に対し、その経済的な負担の軽減を目的として、補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)不登校児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因・背景により、在籍する学校(以下「在籍校」という。)に登校しない又はしたくともできない状態にある者をいう。
- (2)フリースクール等 不登校児童生徒に対して、生活習慣の改善指導、学習支援及び相談・指導並びに体験活動等を行う通所型の民営施設をいう。
- (3)補助金適用施設 第17条第3項の規定により市が登録したフリースクール等をいう。
- (4)保護者等 不登校児童生徒の親権者又は当該不登校児童生徒が通所しているフリースクール等に利用料等を納入している者をいう。
- (5)利用料 補助金適用施設に在籍するすべての児童生徒に提供する活動に対して、当該施設が保護者から月ごとに徴収する利用料であって、入学費、施設整備費、交通費及び教材費等の類ではないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保護者等のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)在籍校及び市や県の相談機関に対し、必要に応じて当該児童生徒の情報を提供することができる者
- (2)当該不登校児童生徒の様子や本補助金の申請に係る情報等について、市、市教育委員会、在籍校及び利用しているフリースクール等又は補助金適用施設が相互に情報共有することに同意する者
- (3)対象経費の補助について、別の団体等から受けていない者。ただし、市長が特に認める補助を受けている場合はこの限りではない。
- (4)市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、不登校児童生徒が市内に住所を有し、かつ補助金適用施設に通所した月の利用料及びそれに付随する活動・体験学習に掛かる費用（以下「利用料等」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は補助対象経費に含まない。
 - (1) 障がい児通所支援に係る費用及びこれに付随する費用
 - (2) 本補助金以外の補助を受けている、又は受ける見込みがある費用
 - (3) 消費税及び地方消費税
 - (4) その他市長が補助対象経費として不相当と認める費用

(補助金の額及び補助金の限度額)

第5条 不登校児童生徒1人当たりの補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、1月毎に1万円を上限とする。なお、月の中途において不登校児童生徒が補助金適用施設を入退所した場合も、当該月に係る補助対象経費として認めるものとする。

- 2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該月において、当該補助金適用施設に1回も通所しなかった月の利用料等は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助対象者情報の事前登録)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、第8条に規定する交付の申請及び実績報告に先立ち、補助対象者情報の事前登録のため、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業事前登録申請書(第1号様式。以下「登録申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、年度中に複数回の交付の申請及び実績報告をする場合は、初回の交付の申請前の事前登録のみで足りるものとする。

- 2 前項の申請期日については、各年度の最初の利用日(体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、不登校児童生徒としての利用日をいう。)が属する月の翌月末日(最初の利用日が当該年度の2月1日以降の場合は、3月15日)までに行うものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- 3 市長は、第1項に規定する補助対象者情報の事前登録の申請があったときは、速やかに事前登録者台帳に記載するとともに、申請した者に受付番号を通知するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市が指定する電子申請システム等を利用して申請を行う場合は、当該システムへの入力及び送信をもって、登録申請書の提出に代えることができる。

(在籍校及び補助金適用施設への情報提供)

第7条 市長は、前条の規定により事前登録者台帳に記載した不登校児童生徒に関する情報を、当該不登校児童生徒の在籍校及び補助金適用施設(第17条に規定する登録の認定を受ける前までは、認定前のフリースクール等とする。)に提供するものとする。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書兼交付請求書兼事業完了届(第2号様式。以下次に掲げる書類と合わせて「申請書等」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金適用施設と保護者等の間の契約内容が分かるもの
- (2) 藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金施設利用確認書兼補助対象経費報告書(第3号様式)
- (3) 藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金同意書兼誓約書(第4号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書等は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める期間に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 4月から9月までの利用料等 10月1日から同月末日までの期間
- (2) 10月から翌年3月までの利用料等 3月1日から同月末日までの期間

3 第1項の規定にかかわらず、市が指定する電子申請システム等を利用して申請を行う場合は、当該システムへの入力及び送信をもって、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書兼請求書兼事業完了届の提出に代えることができる。

(交付の決定及び補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、追加資料の提出及び報告等を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。また、市長は、前項の請求書が適正であると認めるときは、請求書に記載された金融機関口座への振込みにより補助金を支給するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容に不服があるときは、受理した日から10日を経過する日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 誓約事項に違反したとき。
- (4) その他補助金を交付することにつき市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第10条の規定による申請の取下げがあった場合又は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金返還命令通知書(第8号様式)により、補助金の交付を受けた者に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事後調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、現地調査等を行うことができる。

(補助金適用施設の登録基準)

第14条 市長が、補助金適用施設として登録することができるフリースクール等は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) フリースクール等として1年以上の活動実績があること。
 - (2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受入れができること。
 - (3) 不登校児童生徒やその保護者等に対して、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた相談支援を適切に行うことができる人員を配置していること。また、不登校児童生徒に対して、生活習慣の改善指導、学習支援及び相談・指導並びに体験活動等を適切に行うことができる人員を配置していること。
 - (4) 保護者等に対し、パンフレットやホームページ等を通じて、入学費や利用料等の経済的な負担について、適切に情報提供を行っていること。
 - (5) 業務上、知り得た不登校児童生徒等の個人情報について適切に管理できる体制を整備していること。
 - (6) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)を遵守し、児童虐待の防止および早期発見のための体制を整備していること。
 - (7) 障がい児通所支援事業を実施している施設にあっては、当該事業及び施設に係る情報に関し、これらを所管する機関と市が共有することについて同意できること。
 - (8) 次条に規定する協力事項について適切に対応できること。
 - (9) 市長が補助金適用施設として不適当と認める事項がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた施設は認定施設とすることができる。

(補助金適用施設の協力事項)

第15条 補助金適用施設は、次に掲げる事項に協力しなければならない。

- (1) 市又は在籍校の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、市及び在籍校と連携を図ること。
- (2) 不登校児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、在籍校に報告すること。
- (3) 藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金施設利用確認書兼補助対象経費報告書(第3号様式)を、補助金を申請しようとする保護者等に対し交付すること。
- (4) 市から要請があった場合、必要となる資料の提出や市による現地調査等に協力すること。

(補助金適用施設の登録申請)

第16条 フリースクール等を運営する者が、当該施設を補助金適用施設として登録しようとするときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款又は寄附行為及び役員名簿
 - (2) パンフレット等の施設概要が分かるもの施設概要
 - (3) 利用料等が分かるもの
 - (4) 施設従事者(スタッフ)名簿
 - (5) 相談員氏名及びその職員が有する資格を証する書類
 - (6) 学校との連携内容が分かる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 当該年度の補助金適用施設として登録を受けようとする者は、原則として1月末日までに、前項に規定する登録申請を行うものとする。

(補助金適用施設の登録)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、現地調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要があると認めるときは、申請をした者に対し追加資料の提出等を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、補助金適用施設として登録すべきものと認めたときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録決定通知書(第10号様式)により、申請をした者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による審査等の結果、補助金適用施設として登録しないことを決定したときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設不登録決定通知書(第11号様式)により、申請をした者に通知するものとする。
- 5 第3項に規定する補助金適用施設の登録は、原則として次年度以降に引継ぐものとする。

(補助金適用施設の登録変更、休止及び廃止)

第18条 補助金適用施設を運営する者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録変更届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金適用施設を運営する者は、補助金適用施設の登録を休止又は廃止するときは、速やかに藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録休止・廃止届(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金適用施設の登録取消し)

第19条 市長は、補助金適用施設が第14条に規定する基準を満たさなくなったときは、第17条第3項の規定による登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金適用施設の登録を取り消したときは、藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録取消通知書(第14号様式)により、当該施設を運営する者に通知するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年度における特例)

- 2 令和8年度に限り、第6条第2項の規定の適用については、同条ただし書の規定を適用し、各年度の最初の利用日が4月から7月までとなる場合も、事前登録に係る申請は、9月末日までの期間に市長に提出するものとする。

(検討)

- 3 市長は、令和11年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。